平成２７年（フ）第３２７号
川崎市高津区野川2169番地４　ハイホーム鷺沼東　611
債務者　荒木　美子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５４３号
川崎市多摩区枡形６丁目７番９号　ロワジール枡形１号館　205
債務者　大泉　美紀
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５４９号
川崎市川崎区浜町３丁目８番27―201号　ＧＳハイム川崎浜町、前住所川崎市川崎区小田５丁目８番２号
債務者　尾形三津男
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５５７号
川崎市中原区木月３丁目22番43―301号
債務者　松本　梨絵（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５６５号
川崎市川崎区鋼管通３丁目17番５号　伊藤ビル　302
債務者　黒澤紀代美
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５８５号
川崎市多摩区三田１丁目18番地25　グレースみなと　205、前住所東京都世田谷区成城２丁目31番13号　メゾネット成城301
債務者　大沢　綾子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９０号
川崎市多摩区菅馬場１丁目17番28号　メイプルハウス１　103、前住所川崎市宮前区馬絹954番地　ハイツサントリナ　Ａ―５
債務者　西田　千秋
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
愛媛県新居浜市東雲町３丁目７番523号東雲マンションＡ号棟240号
債務者　瀧澤　幸一
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第９３号
山口県光市浅江１丁目３番２―202号
債務者　藤井　沢美
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第９８号
山口県光市浅江７丁目４番２―203号
債務者　松本　一也
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第６０２号
熊本県菊池郡大津町大字引水421番地１　テニメントハウス月尾101号
債務者　楠　　知也
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６１２号
熊本市東区東野１丁目13番16号
債務者　谷口志穂美
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６号
山口県防府市大字鈴屋571番地
債務者　西村　千鶴
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
山口市維新公園５丁目９番Ｄ―203号
債務者　井藤　晴美
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第８７号
鹿児島県鹿屋市新川町939番地　サンセットビレッジ新川Ａ棟207号
破産者　榎並真奈美
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
群馬県前橋市関根町719番地　プチスタイル関根町
破産者　山﨑　孝一
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２０７号
群馬県前橋市駒形町1199番地４
破産者　内田　孝生
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３１号
群馬県前橋市広瀬町２丁目26番地　２―101号
破産者　カセレスホルヘこと　カセレスカストロホルヘルイス（ＣＡＣＥＲＥＳ　ＣＡＳＴＲＯ　ＪＯＲＧＥ　ＬＵＩＳ）
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係